

児童発達支援センター きらり直方 令和7年度 中核機能に関する実施状況 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

児童発達支援センターについては4つの中核機能の発揮に向けた取り組みを進めていくことが求められています。4つの中核機能は以下のとおりです。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

以下の表は、これらの機能に関する取り組みの実施状況をまとめたものです。

<p>○ 市町及び地域の関係機関との連携体制を確保しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直轄地区障がい者等地域自立支援協議会（直方市・宮若市・鞍手町・小竹町の広域で設置）の総会（年1回）、部会長会議（月1回）、事務局会議（月1回）、児童・医療的ケア児(者)部会リーダー会議（年3回）、児童グループコアメンバー会議（年4回）に参画しています。</li> <li>・医療機関、学校等との連携では、利用児の状況を踏まえ、必要に応じて支援会議等を行っています。</li> <li>・福岡県知的障がい者福祉協会 児童発達支援部会（福岡・北九州・筑後・筑豊の4地区から2名ずつ選出）の委員（副部会長）として活動し、部会等で知り得た情報は直轄地区障がい者等地域自立支援協議会 部会長会議等で共有しています。</li> <li>・田川地区障がい者自立支援協議会との連携体制を確保しています。</li> </ul>
<p>○ 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保しているか</p> <p>① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以上の経験年数をもつ保育士、児童指導員、作業療法士を中心に、子どもの多様な発達課題にきめ細かく対応できる体制を整え、個別支援計画に基づき発達支援を実施しています。</li> <li>・支援ニーズの高いケースの受け入れ（里親制度対象児童・要対協対象児童・個別サポートI（重度）対象児童）を行っています。</li> <li>・作業療法士による集団療育の実施（活動前後のミーティング）及び個別支援・発達検査・保護者面談（保護者・職員へのフィードバック）を行っています。</li> <li>・保護者個別面談（年2回）、療育参観（年2回）、保護者交流会や就学説明会（年1回）を実施し家族支援に力を入れています。</li> <li>・給食提供の中で、管理栄養士による栄養と健康の管理及び保護者向け講演会を実施しています。</li> </ul>
<p>○ 地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保しているか</p> <p>② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の障害児通所事業所などからの相談には、随時対応しています。</li> <li>・福岡県知的障がい者福祉協会 児童発達支援部会が主催する「障がい児支援・虐待防止研修」の講師・ファシリテーターとして運営に協力しています。</li> <li>・保育所等訪問支援を実施し、現場の課題や悩みに直接応じる体制を整えています。</li> <li>・他事業所・幼稚園・保育園の職員見学受入れ（併用児童が通園している直轄地区の9つの園）を実施し、併用利用児童の情報共有や意見交換を行い、発達支援に必要な連携体制を整えています。</li> <li>・令和7年11月6日(木)に児童発達支援センターの中核機能強化の取組みとして、同一法人のきらり(福智町)と合同で「研修会」を開催し、地域の児発・放デイ・相談支援・基幹相談・行政等の関係機関から計47名の参加を頂き、各事業所の支援スキルの向上及び関係機関との連携強化の構築を図りました。</li> <li>・令和7年12月3日(水)に直轄地区障がい者等地域自立支援協議会 児童・医療的ケア児(者)部会 児童グループの活動として、障がい児(者)のライフステージ全体を見据えて、大人の事業所（就労系・グループホーム・入所施設）の見学会を実施しました。</li> </ul>
<p>○ インクルージョンの推進体制を確保しているか</p> <p>③ 地域のインクルージョン推進の中核機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等訪問支援による多機関連携で地域の幼稚園・保育園への訪問を実施しています。専門職（児発管・作業療法士）とクラス担任が訪問し、利用児童だけでなく気になる園児や児童への支援助言を実施しており、インクルーシブ教育推進のため、保育現場での合理的配慮や支援方法の検討・情報共有を行っています。</li> <li>・直轄地区障がい者等地域自立支援協議会 児童・医療的ケア児(者)部会に参画し、インクルージョンの推進には「保育所等訪問支援」が有効であることを周知するとともに、共生社会の実現に向けて、障がいを持つこどもの地域社会への参加推進を目指しています。</li> <li>・姉妹法人である(福)むつみ福祉会 新入ひまわりこども園との合同行事（芋ほり体験）を実施し、地域の子どもの交流を通して社会性や協調性を育みました。</li> </ul>
<p>○ 入口としての相談機能を果たす体制を確保しているか</p> <p>④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直轄地区障がい者基幹相談支援センター「かのん」との連携を確保しています。</li> <li>・同一法人である福岡県発達障がい者支援センター「ゆう・もあ」との密な連携を確保しています。</li> <li>・地域の幼稚園・保育園等からの気になる子についての相談を受け、特性に応じた関わり方や環境調整の助言を行っています。</li> <li>・地域や関係機関からの相談は随時受け付けており、相談支援事業所とつながる前の家族からの相談・見学依頼に対応して初期相談等を行っています。</li> </ul>